

議案第 8 2 号

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の制定について

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例

川崎市高齢社会福祉総合センター条例（昭和 6 3 年川崎市条例第 4 2 号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部改正）

2 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例（平成 5 年川崎市条例
第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中

「

川崎市特別養護老人 ホームしゅくがわら	川崎市多摩区宿河原 6 丁目 2 0 番 1 9 号
------------------------	-------------------------------

」

を

「

川崎市特別養護老人 ホームしゅくがわら	川崎市多摩区宿河原6丁目20番 19号
川崎市特別養護老人 ホーム長沢壮寿の里	川崎市多摩区长沢2丁目11番1 号

」

に改める。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止するため、この条例を制定するものである。